

其の跡へ塵埃などを埋込み置けるに、其の塵埃腐りて、いつしかねば土と成れり。故に昔より今に至り、年々掘出すといへども盡くる事なしといへり。されば年中其の土を出す事多し。實に安江の名産といふべし。

○粟ヶ崎往還

此の往還は、淺野川の川縁通りに道路を付け、堤防の爲に小竹を植ゑたり。此の往還は粟ヶ崎の通行のみならず、河北潟を乗船して能登國へ通へる商人、其の外潟縁りなる根布・荒屋邊の漁業の小魚類を持出す女共の通行、毎日絶ゆることなく、裏路といへども實に要路といふべし。

金澤古蹟志卷廿九

城北淺野川口

○博勞町

十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割に、一町四間五尺六寸博勞町。と見え、元祿九年の本町肝煎裁許附に、博勞町・下博勞町。とありて、舊藩中は本町なり。此の町名或は馬勞町とも書けり。竹屋仁兵衛由緒書に、藩祖大納言利家卿金澤入城の頃は、馬勞町に居住して、傳馬役所を私宅に建て、傳馬御用を勤めたるよし記載す。さればそのかみ、此の地に傳馬を繋ぎ、博勞共群居せしゆゑ町名に呼びたるなるべし。

○博勞事略

文安元年の下學集に、馬口勞の三字をばくらうとよめり。馬口勞はいにしへ所謂馬飼部なり。馬飼は馬養とも書けり。和名鈔微賤類に、園人。文字集略云。園人和名無萬加

比。養馬者也。日本紀云。馬子同上。とあり。續日本紀に、天平十六年二月丙午。免天下馬飼雜戶人等。因勅曰。汝等今負姓人之所耻也。所以原免。同於平民。但既免之後。汝等手伎。如不傳習子孫。子孫彌降前姓。欲從卑品。と見え、日本紀雄略天皇の卷に、典馬此云子麻柯毘。ともあり。さて吾が舊藩中の博勞は馬商人にて、馬子とは異り。博勞頭取といふ者ありて、博勞共を惣裁なしたり。博勞は所謂馬借にて、貸馬を繋ぎ置きて渡世とす。金澤町會所留記に載せたる寶永七年八月町奉行の言上書に、江戸博勞共は刀を差候處、當地金澤町博勞共は如何成譯にて刀を帶せざる哉之旨御尋。往昔は町博勞共刀を帶する事勝手次第に御座候處、町人並之者帶刀之儀、天和年中御改之時分、町奉行支配細工人共刀相止みたる頃、町博勞共も町人並之由にて刀相止、浪人博勞之分は只今逆も帶刀勝手次第の旨記載せり。按ずるに、天和年中御改之時分云々といへるものは、天和三年二月幕府よりの達書に左の二ヶ條あり。

- 一、町人 舞々・猿樂は、縦雖御扶持人向後刀さすべからざる事。